

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

山形県

## 第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

### 1. 村山地域

#### (1) 現況

本地域は、県内陸部のほぼ中央に位置し、山形盆地を中心とした地域であり、内陸性の気候で気温は日較差が大きく、他地域に比べ降水量は少ない傾向にある。果樹を中心とした園芸作物の栽培が盛んで、さくらんぼやりんご、ラ・フランスなどの一大産地を形成しており、園芸作物と稲作の複合経営が行われている。また、本地域においては、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されることから、負担の軽減が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び、同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等で、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件の不利を補正し、多面的機能の確保を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

### 2. 最上地域

#### (1) 現況

本地域は、県北東の内陸部に位置し、出羽山地や奥羽山脈に囲まれ山間部や中山間部が多い地域であり、内陸盆地型の気候であるが、全般的に低温で経過し、日照時間はやや少なく、冬は雪が多い豪雪地帯である。基幹作物である稲作への依存度が高いが、にらやねぎ、アスパラガスなど園芸作物の栽培は増加傾向にあり、地域の気象条件を活かした作物として山菜類の栽培も行なわれている。また、本地域においては、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されることから、負担の軽減が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び、同項第2号に掲げる事業

(中山間地域等直接支払交付金事業)、同項第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等で、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件の不利を補正し、多面的機能の確保を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

### 3. 置賜地域

#### (1) 現況

本地域は、県の最南端に位置し、奥羽山脈や朝日山地、吾妻・飯豊山地に囲まれ、米沢盆地や長井盆地を中心とした地域であり、盆地型の気候で気温は日較差が大きく、夏は高温多湿で冬は風雪の日が多い。稲作が基幹作物であるが、果樹はぶどうやさくらんぼ、野菜はアスパラガスやえだまめを中心とした園芸作物が栽培され、ブランドとして確立している米沢牛の肥育や酪農も盛んに行なわれている。また、本地域においては、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されることから、負担の軽減が必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業(多面的機能支払交付金事業)及び、同項第2号に掲げる事業(中山間地域等直接支払交付金事業)、同項第3号に掲げる事業(環境保全型農業直接支払交付金事業)を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等で、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件の不利を補正し、多面的機能の確保を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

### 4. 庄内地域

#### (1) 現況

本地域は、県の北西部に位置し、出羽山地や朝日山地に接するとともに西は日本海に面し、広大な庄内平野が広がる地域であり、海洋性の気候により気温は日較差が小さく、温暖で積雪量も少ないが、年間を通じて風の強い日が多い。日本有数の穀倉地帯として稲作が盛んであるほか、えだまめやメロン、庄内柿などの園芸作物の栽培や、養豚が行なわれている。また、本地域においては、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあることから、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されるこ

とから、負担の軽減が必要である。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び、同項第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）、同項第3号に掲げる事業（環境保全型農業直接支払交付金事業）を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において、地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保安全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。また、法第3条第3項第2号に掲げる事業において、中山間地域等で、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件の不利を補正し、多面的機能の確保を図る。さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることとする。

## **第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準**

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たり、各地域の自然的条件やそで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町村の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

## **第3 促進計画の作成に関する事項**

### 1. 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

## 2. 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

## 3. 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載することとする。

## 4. 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

## 5. 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

農業者団体等の取組を促進する観点から地域協議会の活用等について、必要に応じて定めることとする。

## 第4 其他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 法第3条第3項1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）及び第2号に掲げる事業（中山間地域等直接支払交付金事業）に係る施策の点検及び効果の評価は、「山形県農村環境保全推進委員会」により行うものとする。また、法第3条第3号（環境保全型農業直接支払交付金事業）に掲げる事業が効果的に実施されるよう、第三者委員会を設置することにより、施策の点検及び効果の評価を行うこととする。

2 法第3条第3項1号に掲げる事業（多面的機能支払交付金事業）の推進にあたっては、これまでの「山形県農地・水・環境保全向上対策地域協議会」を前身とする推進組織を設置し、事業を推進していくこととする。また、法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払交付金事業）及び第3号（環境保全型農業直接支払交付金事業）の推進にあたっては、県及び市町村、農業関係団体等が連携して、事業を推進していくこととする。

3 農業の有する多面的機能の発揮の促進に向けて、県及び市町村、その他関係機関等が連携して法第3条第3項の各号に掲げる事業に積極的に取り組むこととする。